

平成24年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成24年3月5日(月)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 2 議案第23号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 3 議案第24号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 4 議案第25号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 5 議案第26号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4
号)
- 日程第 6 議案第27号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算
- 日程第 8 議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13

- 追加日程第1 議提第1号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議提第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議
- 追加日程第3 選任第5号 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第4 選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第5 報告第5号 常任委員会の委員長、副委員長の報告について
- 追加日程第6 報告第6号 議会改革特別委員会の委員長、副委員長の報告について

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	総務主監	福田俊男君
理事	細江新市君	教育次長	村西作雄君
給食センター所長	満島徳男君	住民福祉主監	杉本幸雄君
収納管理主監	辻善嗣君	総務課長	小杉善範君
農林建設主監	田原秀郷君	農林商工課長	北川元洋君
図書館長	西河内靖泰君	学校教育課長	國領順子君
子ども支援課長	川村節子君	健康子ども対策主監	小西文子君
住民課長	徳田幸子君	環境対策課長	飯島滋夫君
福祉課長	野々村たつ江君	管理課長	北川孝司君

事務局職員出席者

議会事務局長	山田清孝	書記	田中智子
--------	------	----	------

開会 午後1時30分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

定例会2日目、時間は昼からという、本当にお出難い時間帯に全員出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 大変ご苦労さまでございます。

議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ526万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,331万5,000円とするものがございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次に、38ページをお開きいただきたいと思います。「第2表 繰越明許費」でございますが、民生費の子育て支援環境緊急整備事業につきましては、児童福祉費によりまして、八木荘保育園園舎全面改築事業補助金1億1,535万4,000円、消防費防災対策事業につきましては、放射線測定装置整備102万1,000円、教育費小学校費につきましては、小学校空調改修事業につきましては、愛知川東・愛知川小学校の空調整備

について国の補正予算の関係で、今年度に採択内定を得たことにより1億1,275万円をそれぞれ平成24年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

次、39ページでございます。「第3表 債務負担行為補正」でございますが、追加といたしまして、秦荘東小学校区学童保育所指定管理料といたしまして、平成24年度から平成28年度まで、限度額1,560万6,000円、秦荘西小学校区学童保育所指定管理料につきましても、平成24年度から平成28年度まで、限度額1,526万円、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール・はつらつドーム・ふれあい広場指定管理料につきましても、平成24年度から平成28年度まで、限度額といたしまして1億5,117万円とするものでございます。

40ページにつきましては、「第4表 地方債補正」でございます。起債限度額を合併特例事業は5,440万円減額の2億1,200万円に、防災対策事業は100万円減額の680万円とするもので、起債の方法、償還の方法には変更ございません。

それでは、事項別明細書の43ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、歳入面につきましては町税等の収入見込み、また国県の交付金・補助金などの交付決定によるもの、また、歳出面につきましても、各事業におけます入札差額や実績見込みによるものが主なものでございまして、歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

また、詳細につきましては、全員協議会におきましてご説明させていただいておりますので、各項目の補正額および主な内容をご説明させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、歳入でございますが、町税町民税につきましては、個人所得割1,500万円の追加、滞納繰越分300万円の追加。

法人税割につきましては、主要法人1社の申告納税額の増によりまして1億2,000万円の追加、滞納繰越分につきましても納付計画により800万円の追加。

固定資産税につきましては、新築家屋の増により家屋2,700万円の追加、償却資産1,400万円の追加、滞納繰越分900万円の追加。

町たばこ税につきましては、4,000万円の追加でございます。

分担金及び負担金、総務負担金につきましては、東日本大震災被災県への救援費用の救助により、東日本大震災救助費負担金379万8,000円の追加、民生費負担金につきましても、より、保育料の保護者負担金600万円の減、繰越分80万円の追加、

衛生負担金につきましては健康診査健診負担金 105 万 7,000 円の減、農林水産業費負担金につきましては、事業変更により、地域用水機能増進事業負担金 92 万円の減でございます。

国庫支出金、民生費国庫負担金につきましては、実績見込みにより保育所入所運営費負担金 1,065 万 9,000 円の追加、次のページに移りまして、児童手当負担金 43 万 2,000 円の減、児童手当特例給付負担金 10 万円の減、国保保険基盤安定負担金 30 万円の追加、障がい者自立支援給付費負担金 199 万 8,000 円の減、子ども手当給付事業負担金につきましては、法改正により 8,570 万 3,000 円の減でございます。

民生費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業補助金 27 万 9,000 円の追加、次世代育成支援対策交付金 253 万 1,000 円の追加、教育費国庫補助金につきましては、愛知川地域の両小学校空調改修の交付内定に伴いまして、学校施設環境改善交付金 3,191 万 7,000 円の追加。

民生費委託金につきましては、子ども手当事務事業委託金 157 万 9,000 円の追加でございます。

県支出金の民生費県負担金につきましては、実績見込みによりまして、保育所運営費負担金 533 万の追加、児童手当負担金 22 万 2,000 円の減、国保保険基盤安定負担金 131 万 8,000 円の追加、障がい者自立支援給付費負担金 99 万 9,000 円の減、後期高齢者保険基盤安定負担金 29 万 4,000 円の減、子ども手当給付事業県負担金 224 万の減でございます。

次のページに移りまして、県補助金の総務費県補助金につきましても、実績見込みによりまして、コミュニティバス運行対策費補助金 28 万 2,000 円の減、民生費県補助金につきましては、地域生活支援事業補助金 13 万 9,000 円の追加、障がい者自立支援臨時特例事業費補助金につきましては、補助対象者減によりまして 100 万円の減、ほっと安心子育て支援事業補助金につきましては、実績見込みによりまして 298 万 5,000 円の減、衛生費県補助金につきましては、接種者の増によりまして、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金 188 万円の追加、労働費県補助金につきましては、入札差額によりまして、緊急雇用創出特別推進事業費補助金 398 万 8,000 円の減、農林水産業費県補助金につきましては、実績見込みによりまして、戸別所得補償推進事業補助金 113 万 7,000 円の減、学校給食野菜供給拡大事業費補助金 1 万 2,000 円の追加でございます。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、4,169万1,000円の減額、地域基盤づくり推進基金繰入金4,360万円の減額、福祉・保健基金繰入金5,760万円の減額、防災基金繰入金170万円の減額、教育振興基金繰入金につきましては、契貸し上の補償費の追加によります860万円の追加、基金繰入金合わせまして1億3,599万1,000円の減でございます。

繰越金につきましては、財源調整といたしまして、前年度繰越金89万円の追加。

諸収入、延滞金につきましては、町税等延滞金110万円の追加でございます。

次のページに移っていただきまして、貸付金元利収入につきましては、ふれあい償還に伴う元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入93万600円の追加。

雑入の民生費雑入につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金返還金50万3,000円の追加、指定ごみ袋代37万円の追加、教育費雑入につきましては、(仮称)多目的グラウンド新設整備事業にかかります対象経費の減によりまして、スポーツ振興くじ助成金586万円の減でございます。

町債の総務債につきましては、愛知川地域の両小学校の空調整備事業にかかります追加発行、ならびに秦荘東小学校の大規模改造事業、給食センターの備品および多目的グラウンドの整備事業等の執行見込みでありまして、合併特例債5,440万円の減、消防債につきましては、防災対策事業債100万円の減でございます。

次に、歳出でございますが、議会費につきましては、議長改選に伴います議員報酬5,000円の追加、定例会その他臨時会等によりまして会議録反訳手数料20万2,000円の追加。

総務費の総務管理費の文書広報費につきましては、支出見込みによりまして、印刷製本費150万円の減、財産管理費につきましては、旧町営住宅跡地整備にかかります執行残ならびに地元協議によります不執行などによりまして、町有地処分測量登記等手数料187万6,000円の減、町有地不動産鑑定手数料72万6,000円の減、工事請負費300万円の減、公有財産購入費といたしまして、旧町営住宅長野団地の上水道加入金30万円の減、ならびに電柱移転にかかります物件移転補償100万円の追加でございます。

企画費につきましては、いわゆる裁判に伴います損害賠償請求行為の補償事件にかかります町顧問弁護士委託料21万の追加でございます。負補交につきましては、実績見込みによりまして、わがまち夢プラン事業補助金170万円の減、コミュニティバ

ス運行対策事業補助金 149 万 5,000 円の減でございます。次のページに移りまして、元気なまちづくり支援資金貸付金につきましては、中宿公民館建設執行残によりまして 500 万円の減。

電子計算費につきましては、執行見込みによりまして電算システム開発業務委託料 590 万 5,000 円の減、電算用備品購入費につきましては、入札差額により 100 万円の減でございます。

徴税費の賦課徴収費につきましても、入札差額によりまして、土地評価基礎資料作成業務委託料 75 万 5,000 円の減。

民生費の社会福祉費にかかる福祉総務費につきましては、財源更正、老人福祉費につきましては、制度改正によりまして通信運搬費 11 万 3,000 円の追加、国民健康保険費につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金 164 万 6,000 円の減、障がい福祉費の委託料につきましては、利用者ならびに利用時間の増に伴いまして、移動支援事業委託金 21 万 3,000 円の追加、日中一時支援事業委託料 34 万 6,000 円の追加、工事請負費につきましては、オストメイト対応型トイレ事業が対象外になりましたことにより 116 万の減、負補交につきましては、障がい者生活ホーム運営費補助金の対象者がございませんでしたので、74 万 8,000 円の減、扶助費につきましては、補装具の申請等によりまして 100 万 4,000 円の追加、介護給付・訓練等給付事業費につきましては、利用実績によりまして 500 万円の減。

介護保険費につきましては、制度改正に伴いますシステム改修等によりまして、介護保険事業特別会計繰出金 79 万 3,000 円の追加。

後期高齢者医療費につきましては、医療費の増によりまして、広域連合療養給付費負担金 667 万 1,000 円の追加、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、低所得層の免除軽減額の確定に伴いまして 39 万 1,000 円の減でございます。

次のページに移っていただきまして、児童福祉費の児童福祉総務費につきましては、保険料率の変更等によりまして、共済費 3 万 6,000 円の追加、子育てトータルコーディネーター講師謝礼 3 万円の追加、需用費につきましては、子ども手当法の再制度によりまして 6 万 8,000 円の追加、通信運搬費 6 万 1,000 円の追加、使用料及び賃借料 11 万 3,000 円の減、備品購入費 2 万円の追加、負補交の障がい児保育事業補助金につきましては、対象児童の増によりまして 90 万円の追加、ほっと安心子育て支援事業補助金につきましては、民間保育所の 1 団体保育事業実績の見込みによりまして 590

万円の減でございます。

児童福祉措置費の負補交につきましても、実績見込みによりまして、民間保育所入所措置負担金 1,189 万 6,000 円の減、町外民間保育所入所措置負担金 408 万 8,000 円の減、町外公共保育所入所措置負担金 680 万円の減、扶助費につきましては、児童手当対象者の減によりまして 98 万円の減、法改正に伴います子ども手当 9,034 万 8,000 円の減でございます。

保育園費につきましては、ほっと安心子育て支援事業保育士雇用の減によりまして、賃金 70 万円の減、児童福祉施設費につきましては、補助事業の予算更正により、需用費 3 万円の減、備品購入費 3 万円の追加でございます。

衛生費保健衛生費予防費につきましては、実績による胸部X線撮影委託料 38 万 7,000 円の減、日本脳炎予防接種者の増に伴いまして、予防接種業務委託料 643 万円の追加、ワクチン接種者の増によりまして、子宮頸がん等ワクチン接種業務委託料 443 万 3,000 円の追加。

環境衛生費につきましては、指定ごみ袋の販売枚数の増によりまして、消耗品 137 万円の追加。

健康増進事業費につきましては、医師等の健診利用の封筒費 5 万円の追加、健康審査受診実績によりまして健康審査委託料 681 万 5,000 円の減でございます。

次のページの労働費の労働諸費失業対策費につきましては、緊急雇用創出事業の執行見込みによりまして、嘱託等の職員通勤手当が 15 万 3,000 円の減、社会保険料 44 万 4,000 円の減、臨時職員賃金 195 万 1,000 円の減、委託料につきましては、入札差額より 144 万円の減でございます。

農林水産業費の農業費の農業振興費につきましては、実績見込みによりまして、農業再生協議会補助金 134 万円の減、学校給食野菜供給拡大事業費補助金 1 万 2,000 円の追加。

農地費につきましては、地域用水機能増進事業におきまして、地元調整による不執行などによりまして、愛知川沿岸土地改良区事業負担金 230 万円の減、戦略作物生産拡大関連基盤緊急性事業といたしまして、斧磨用水路整備事業の追加に伴いまして 27 万円の追加でございます。

土木費、道路橋梁費の道路新設改良費につきましては、財源更正です。

消防費の消防施設費につきましては、小型動力ポンプ等の整備事業の実績によりま

して、備品購入費 118 万 2,000 円の減。

防災対策費の負補交につきましては、東日本大震災による被災県への給水活動支援に用しました愛知郡上水道事務所の経費負担としまして 99 万 2,000 円の追加でございます。

57 ページに移っていただきまして、教育費、教育総務費教育振興費につきましては、財源更正です。

小学校費につきましては、平成 24 年度に予定いたしておりました愛知川小学校、愛知川東小学校の空調設備事業につきまして、国の補正予算の関係から、交付内示を受けまして、全額繰越事業といたしまして、設計業務等委託料 260 万円 2,000 円、および工事請負費の空調改修工事 1 億 1,000 万円の追加、秦荘東小学校大規模改造工事等の入札差額および執行を見込みによりまして 2,260 万円の減、学校建設費合わせまして 9,000 万 2,000 円の追加でございます。

保健体育費体育施設費につきましては、(仮称)多目的グラウンド新設整備工事にかかります入札差額によりまして、工事請負費 6,460 万円の減。

学校給食費につきましても、入札差額ならびに執行見込みによりまして、消耗品費 260 万円の減、電気料金等光熱水費 106 万 3,000 円の追加、委託料につきましては調理ならびに配送業務にかかります入札差額によりまして 600 万円の減、工事請負費につきましては執行見込みにより、施設整備工事 370 万円の減、配膳室等改修工事 770 万円の減、業務用機械器具購入費 170 万円の減でございます。

公債費、元金につきましては、借入率の見直しに伴いまして、長期借入金償還残金 2 万 2,000 円の追加、ならびに起債の一部繰上償還元金といたしまして 1 億 4,188 万 1,000 円の追加。

利子につきましては、長期借入金の償還利子の確定によりまして 812 万 5,000 円の減でございます。

59 ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書を記載させていただいておりまして、比較欄の合計につきましては、議長改正に伴います議員報酬の追加によるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第2、議案第23号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。理事。

○理事（細江新市君） それでは、議案23号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,790万1,000円とさせていただきますものがございます。

事項別明細につきましては、63ページでございます。

まず、歳入につきましては、諸収入の預金利子といたしまして1,000円を追加をさせていただきますいております。

歳出につきましては、公共事業用地取得事業費の事業費に1,000円を充てたものがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第23号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第3、議案第24号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第24号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

64 ページでございます。愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,914万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,464万9,000円とするものでございます。

この補正予算は、保険税の収入見込みや、保険給付費および保険療養費の見込みに伴います負担金・交付金等の交付決定等により調整をさせていただくものでございます。

事項別明細書70ページをご覧ください。歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税の現年課税分は、所得減によりまして560万円の減、退職被保険等国民健康保険税の現年課税分は、加入されておられます被保険者人数の増によりまして700万円の追加、合わせて、国民健康保険税140万円の追加でございます。

国庫支出金、国庫負担金につきましては、療養給付費等見込みによりまして、療養給付費分、後期高齢者支援分、合わせまして2,022万5,000円の追加でございます。高額医療費共同事業負担金111万6,000円の減、特定健康診査等負担金57万7,000円の減、合わせて、国庫負担金1,853万2,000円の追加でございます。

そして、国庫補助金につきましては、財政調整交付金として、普通調整交付金443万3,000円と特別調整交付金12万6,000円の追加、高齢者医療制度円滑運営事業費

補助金 7 万円の追加、合わせて国庫補助金 462 万 9,000 円の追加。

療養給付費交付金については、退職者医療給付費、退職者医療費給付見込みによりまして 177 万 1,000 円の追加。前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 74 歳の給付費の増により、1,188 万 6,000 円の追加でございます。

県支出金、県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金 111 万 6,000 円の減、特定健康診査等負担金については、受給者数が当初見込みを下回るために 57 万 7,000 円の減、合わせて、県負担金 169 万 3,000 円の減でございます。

次に、県補助金財政調整交付金につきましては、普通調整交付金 344 万 8,000 円の追加。

共同事業交付金につきましては、1 件 80 万円を超える医療費に対する高額医療費共同事業交付金 44 万 1,000 円の減、1 件 20 万円を越える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金 2,079 万 3,000 円の追加、合わせて 2,035 万 2,000 円の追加でございます。

そして、財産収入の財産運用収入につきましては、財政調整基金利子 3 万 7,000 円の追加。

繰入金の他会計繰入金につきましては、保険給付費の減額見込みにより、一般会計繰入金 373 万 2,000 円の減、非自発的失業者等軽減と被保険者の所得低下により保険基盤安定繰入金、保険税軽減分 155 万 7,000 円の追加、保険者支援分 59 万 9,000 円の追加、事務費等繰入金 7 万円の減、合わせまして 164 万 6,000 円の減でございます。

繰越金として、前年度繰越金 677 万 1,000 円の追加。

諸収入、雑入といたしまして、一般被保険者第三者納付金 352 万 9,000 円、その他雑入として 70 歳から 74 歳の一般 8 割給付者にかかる療養費償還払いの 1 割分 12 万 6,000 円追加、合わせて、雑入 365 万 5,000 円の追加でございます。

そして、75 ページの歳出でございますが、総務費、総務管理費につきましては、一般管理費が国庫追加による財源更正でございまして、連合会負担金については国保総合システム追加分 12 万 6,000 円の追加。

保険給付費、療養諸費については、支払い実績から年間所要額を見込み、一般被保険者療養給付費が約 1 ヶ月分の予算不足が見込まれるために 7,418 万円の追加、退職被保険者等療養給付費は加入者の増により 481 万円の追加、一般被保険療養費 60 万 8,000 円の追加、退職被保険者等療養費 8 万 5,000 円の追加、合わせて 7,968 万 3,000

円の追加でございます。

高額療養費につきましても、一般被保険者高額療養費が1件当たりの給付費ならびに件数が増加したことにより1,810万6,000円の追加。

後期高齢者支援金の拠出金の決定によりまして1,700万円の減。

前期高齢者納付金については、決定により1万4,000円の追加でございます。

そして、共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金の決定により400万円の減、保険財政共同安定化事業拠出金も決定により800万円の減、合わせて1,200万円の減でございます。

保険事業費、特定健康診査等事業費については、受診者数の減により370万円の減。

諸支出金、償還金及び還付加算金については、一般被保険者保険税還付金が遡及還付により10万円の追加、償還金は療養給付費交付金等過年度返還金が22年度精算分として377万6,000円追加、合わせて387万6,000円の追加でございます。

基金積立金につきましては、財政調整基金積立金として利子分3万7,000円の追加でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第24号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第4、議案第25号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第25号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

80ページをご覧ください。平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,904万5,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げますので、83ページをご覧ください。この補正予算は、保険料の収入見込みによる納付金の確定などによります歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、徴収区分の変動によりまして、特別徴収保険料1,058万4,000円の減、普通徴収保険料871万4,000円の追加、合わせまして187万円の減でございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金としまして、保険料契軽減額の確定により、保険基盤安定繰入金39万1,000円の減。

繰越金としまして、前年度繰越金4万7,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、広域連合納付金につきましては、保険料納付見込みならびに低所得者の軽減額の確定によりまして221万4,000円の減でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第25号 平成23年度愛荘町

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第5、議案第26号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、お手元の議案書の85ページをお開きください。平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,540万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,642万7,000円とするものでございます。2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分ならびに当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

それでは、88ページの第2表をご覧ください。「第2表 繰越明許費」、総務費の運営協議会費の運営協議会事業として、高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画書等印刷業務でございます。50万円を繰り越すものでございます。

そして、1枚めくっていただきまして、90ページをご覧ください。歳入についてでございますが、国庫支出金、国庫負担金介護給付費負担金は、保険給付費減額に伴い349万円の減。

国庫補助金は、同様に、調整交付金108万5,000円の減、事務費交付金は制度改正に伴う電算システム改修補助として277万8,000円追加、合わせて169万3,000円の追加でございます。

支払基金交付金は保険給付費の減に伴い651万円の減でございます。

次に、県支出金、県負担金介護給付費負担金も、国庫同様に356万3,000円の減でございます。

繰入金、一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、給付費減額に伴い271万2,000円の減、その他一般会計繰入金は制度改正に伴いますシステム改修費用として350万5,000円の追加、合わせて79万3,000円の追加でございます。

繰入金、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は、給付費減額に伴い434万円の減で、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、基金利子分1万7,000円の追加、合わせて432万3,000円の減でございます。

次に、92ページの歳出でございますが、総務費、総務管理費一般管理費は、制度改正に伴います電算システム改修委託料630万円の追加。

徴収費賦課徴収費は、財源更正でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は、在宅サービス利用者の増加によりまして2,800万円の追加でございます。次に、地域密着型介護サービス給付費は、単価が少し高く利用が進まなかったので1,500万円の減、施設介護サービス給付費は実績見込みによりまして1,700万円の減、同様に居宅介護住宅改修費300万円減、居宅介護サービス計画給付費800万円の減、合わせて1,500万円の減でございます。

介護予防サービス等諸費についてでございますが、介護予防サービス給付費は認定者が増加しておりますが、お守りだけにして利用されていない方もいらっしゃることもあり600万円の減でございます。そして、地域密着型介護予防サービス給付費は、利用者の増によりまして30万円の追加、介護予防住宅改修費は利用者の減により100万円の減、合わせて670万円の減でございます。

そして、地域支援事業、包括支援事業・任意事業の人事業費は、看護師雇い上げ賃金が、利用見込みの減によりまして17万4,000円の減、家族介護支援講座講師謝礼は認知症サポーター養成講座の開催回数増によりまして4万8,000円の追加、介護相談員活動謝礼は1名活動されたため12万6,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第26号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第6、議案第27号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） 議案第27号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第1表 繰越明許費」による。96ページの第1表をお願いいたします。「第1表 繰越明許費」、款 下水道事業費、項 公共下水道事業費、事業名 公共下水道事業（愛知川南面整備工事と愛知川南国八2号マンホールポンプ設置工事）、繰越金額としましては2,410万円でございます。

繰越理由としましては、愛知川南面整備につきましては、道路管理者と協議を進めてきましたが、現在の工事の進捗によっては、国道8号の規制が重複することにより、交通渋滞が発生する恐れがあるということの指摘を受けたことにより、工期を延期するものであります。

また、マンホール設置工事につきましては、真向かい下の進入路となっており、作業方法等に関し、要望があり、協議を進めました。完了予定年としては平成24年6月末を予定しております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第27号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第7、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算につきましてご説明させていただきます。別冊のオレンジ色の予算書の1ページからご説明をさせていただきたいと思えます。

平成24年度愛荘町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億1,400万円と定める。

第2項 歳入歳出の予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間および限度額は「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第5条 歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当および共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。「第2表 債務負担行為」でござ

いますが、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償といたしまして、平成25年度から36年度まで、限度額160万円の範囲内で損失を補償するものでございます。ゆたか保育園建設借入金償還補助金につきましては、平成25年度から43年度まで、限度額といたしまして3,248万円を補償するものでございます。

9ページの「第3表 地方債の補正」でございますが、起債の目的、限度額につきましては、臨時財政対策債を5億2,000万円、合併特例債1億9,000万円、臨時地方道整備事業債1億5,710万円、防災対策事業債1,240万円、合わせまして8億7,950万円、起債の方法といたしましては証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算でございますが、3月7日からの各常任委員会ならびに14日からの予算特別委員会におきまして、各担当課長等から事項別明細書および事業別説明書より、詳しくご説明をさせていただきますので、私の方からは別冊の、もう1冊の黄土色の平成24年度予算の概要について、ご説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

黄土色の平成24年度当初予算の概要の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、町税につきましては28億8,033万7,000円を見込みまして、対前年度比5,330万円、1.9%の増となっております。

税目別につきましては、個人町民税につきましては、地方税法の改正によりまして対前年度比7.7%増の8億3,880万円、うち個人所得割につきましては7.8%増の7億9,800万円、法人町民税は東日本大震災などの影響によりまして、依然として厳しい経済状況にありますが、対前年度比13.8%減の2億9,310万円、うち法人税割は17.1%減の2億1,560万円を見込んでございます。

固定資産税につきましては、対前年度比0.6%増の15億6,803万7,000円、軽自動車税は、対前年度比2%増の5,040万円と、それぞれ微増でございます。たばこ税は、消費の持ち直し傾向によりまして、対前年度比30%増の1億3,000万円を見込んだところでございます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。歳入の一覧表でございますが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、国の地方財政計画ならびに総務省および県の推計収入伸率に基づきまして、予算計上をさせていただいたところでございます。

地方特例交付金は、国の制度改正によりまして、対前年度比 61.6%減の 1,918 万円。

地方交付税につきましては、対前年度比 3.7%減で、普通交付税につきましては 18 億 1,300 万円を計上させていただき、特別交付税につきましては 2 億円を見込んだところでございます。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金など対前年度比 9.6%増の 1 億 5,903 万 7,000 円を見込んだところでございます。

使用料及び手数料につきましては、新たに道路占用料など対前年度比 11.3%増の 4,559 万 2,000 円を見込んだところでございます。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比較しまして減額となり、その主なものといたしましては、新たに社会資本整備総合交付金 3,950 万円を計上いたしておりますが、法改正によります子ども手当関係の負担金 1 億 4,339 万円の減、市町村合併推進体制整備補助金の終了におきまして 4,650 万円の減などによりまして、対前年度比 18.1%減の 6 億 5,671 万 5,000 円を見込んだところでございます。

また、県支出金につきましても、子育て支援環境緊急整備事業費補助金、地域グリーンニューディール基金事業費補助金、ふるさと雇用再生特別推進事業補助金、あるいは緊急雇用創出特別推進事業補助金などの減額によりまして、対前年度比 18.8%減の 5 億 956 万 3,000 円となったところでございます。

財産収入につきましては 263 万 3,000 円を計上したところでございます。

寄付金につきましては 278 万 7,000 円を見込んでおります。

次に、繰入金につきましては、各事業推進におけます財源充当のため、財政調整基金から 1 億 8,097 万円、地域基盤づくり推進基金から 3 億 9,620 万、福祉・保健基金から 2,910 万円、町営住宅建設整備基金から 1,000 万円、防災基金から 30 万円、教育振興基金から 2,060 万円など、合わせまして 6 億 8,020 万 9,000 円を取り崩す予定をいたしてございまして、対前年度比 61.1%の増となっております。

繰越金につきましては、前年度同額の 5,000 万円を計上させていただきました。

諸収入につきましては、スポーツ振興くじ助成金の減などによりまして、対前年度比 5.1%減の 2 億 1,880 万 7,000 円を見込ませていただきました。

次に、地方債につきましては、新たに合併振興基金に充当いたします合併特例債 1 億 9,000 万円のほか、臨時財政対策債 5 億 2,000 万円、臨時地方道整備事業債 1 億 5,710 万円、防災対策事業債 1,240 万円、合わせまして 8 億 7,950 万円の借り入れ予

定となっております、対前年度比 3.2%の増となったところでございます。

なお、歳入に占めます自主財源の構成比は前年度より 3.8 ポイント増加いたしました、48%となっておりますが、これは繰入金の増によるものでございます。

次に、8 ページをお願いしたいと思います。8、9 ページの関係でございますが、特に9 ページの性質別の歳出区分でご説明をさせていただきます。

まず、人件費につきましては、職員数は6名減の 164 名を計上いたしましたほか、地域手当、あるいは議員共済費の減などによりまして、対前年度比 4.7%減の 12 億 7,905 万 9,000 円を計上いたしました。

扶助費につきましては、制度改正による子ども手当給付事業の減などによりまして、対前年度比 5.9%減の 13 億 2,694 万 7,000 円となったところでございます。

公債費につきましても、13.5%減の 9 億 4,403 万 1,000 円を計上いたしまして、義務的経費は前年度比 7.6%減の 35 億 5,003 万 7,000 円で、歳出総額に占める構成比は 42.2%でございます。

次に、物件費につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種推進事業や臨時嘱託職員賃金などによりまして、対前年度比 2.4%増の 14 億 9,339 万 8,000 円を計上いたしたところでございます。

維持補修費につきましては、対前年度比 35.6%増の 1,681 万 8,000 円を計上いたしております。

補助費につきましては、ゆたか保育園園舎全面改築事業補助金の減などによりまして、対前年度比 7.3%減の 11 億 4,468 万 7,000 円を計上しまして、一般行政経費は、対前年度比 1.9%減の 26 億 5,490 万 3,000 円で、構成比は 31.6%でございます。

投資的経費につきましては、電子計算運営事業のほか、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域整備事業、あるいは道路新設改良事業ならびに各施設の改修事業など普通建設事業の増によりまして、対前年度比 8.9%増の 9 億 1,969 万 2,000 円を計上いたしまして、構成比は 10.9%でございます。

積立金につきましては、新たに合併振興基金への積み立てによりまして、対前年度比 3,438.7%増の 2 億 690 万 9,000 円を計上いたしたところでございます。

貸付につきましては、自治会館の整備の支援、あるいはまた農業振興関係団体への貸付金などによりまして、対年度比 37.6 増の 3,117 万 7,000 円を計上いたしております。

繰出金につきましては、各特別会計繰出金の増によりまして、対前年度比 5.5%増の 10 億 4,628 万 2,000 円を計上したところでございます。

また、予備費につきましては、前年度同額の 500 万円を見込ませていただきました。その他の経費につきましては、前年度比 25.4%増の 12 億 8,936 万 8,000 円を計上いたしまして、構成比は 15.3%となっております。

次に、10 ページでございます。基金の状況でございますが、平成 23 年度末残高見込みにつきましては 34 億 7,460 万 1,000 円で、平成 24 年度において 6 億 7,817 万円を取り崩しをし、2 億 690 万 9,000 円を積み立てて、年度末残高見込みを 30 億 334 万円、13.6%の減と見込んでございます。

一方、13 ページに移っていただきまして、地方債の残高でございますが、平成 23 年度末残高見込みは 94 億 9,533 万 6,000 円で、平成 24 年度中の借入額を 1 億 7,950 万、元金償還額を 8 億 544 万 6,000 円と見ておりまして、平成 24 年度末残高見込みは 95 億 6,939 万円となる見込みでございます。

申し訳ありませんが、オレンジ色の方の予算書の方の 132 ページをお開きいただきたいと思っております。132 ページにつきましては、特別職の給与費明細書でございまして、その他の特別職 35 人の減につきましては、選挙立会人等の関係でございます。

次の 133 ページにつきましては、一般職の給与費明細書でございまして、職員数につきましては 6 名減の 164 名を計上いたしております。

次の 137 ページにつきましては、債務負担行為でございまして、当該年度以降の支出予定額等に関する調書、さらに 140 ページでございますが、140 ページには地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、平成 24 年度当初予算の概要の主なものをご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては、3 月 7 日からの各常任委員会ならびに予算特別委員会におきまして詳しくご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます、どうぞ審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 28 号 平成 24 年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に付託したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。再開は2時55分とさせていただきます。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時55分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。このあと、各特別会計の新年度予算を説明されますが、時間を要しますので、自席からの説明をいただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、各特別会計の予算の説明は自席から説明いただきます。

◎議案第29号から議案第34号の上程、説明、質疑

○議長（本田秀樹君） 日程第8、議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から日程第13、議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題にします。

議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第29号の平成24年度愛荘町住宅新築資金貸付事業特別会計予算からご説明を申し上げます。

まず、予算書の141ページでございます。平成24年度愛荘町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207万円とするものでございまして、予算書のサーモンピンクの冊子は、各委員会で詳細を担当課長等からご説明を申し上げますので、黄土色の当初予算の概要の189ページをご覧いただきたいと存じます。

この特別会計は、歴史的、社会的理由によりまして、生活環境の安定向上が阻害されてきた地域において、環境改善事業、小集落地区改良事業の実施に伴い、住宅の新

築もしくは改修または住宅のように寄与する土地の取得について、必要な住宅新築資金等の貸し付けを行うことにより、当該地域の居住環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的に、貸付事業を行ったものでございまして、現在、貸付事業はございませんが、これらの償還事業にかかる予算を見込んだもので、歳入歳出それぞれ 207 万円でございます。

歳入につきましては、過年度分の住宅新築資金、住宅改修資金および改良住宅の譲渡資金 8 件、17 万 5,000 円、そして、改良住宅譲渡資金貸付元利収入 6 件分 184 万 3,000 円が主なものでございます。

歳出の主なものにつきましては、平成 23 年度で起債償還が完了しましたので、一般会計への繰出金 203 万 8,000 円と償還事務費 3 万 2,000 円でございます。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 次に、議案第 30 号 平成 24 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。理事。

○理事（細江新市君） それでは、議案第 30 号でございます。平成 24 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,416 万円と定めたものでございます。

内容につきましては、別冊の概要の方の 193 ページでございます。この土地取得造成事業特別会計でございますけれども、上段に書いてございますように、平成 16 年度に公共事業用地といたしまして、先行取得をいたしておりました。先行取得につきましては、地方債で取得しておりますので、その地方債の償還事務でございます。および、地区内の事業用地として保有しております土地の管理をするための事務費として計上をいたしております。

まず、歳入につきましては、不動産の売払い収入といたしまして 9,000 円を計上いたしております。これにつきましては、課目のまどわれ、まどわけということで 9,000 円を収入しております。

一般会計繰入金につきましては、償還それから改良区の賦課金を充てまして 2,415 万 1,000 円を計上をいたしております。

歳出の方につきましては、公共事業用地取得事業費といたしまして、需用費ならびに賦課金、合わせまして 2 万 1,000 円を計上をいたしております。

公債費につきましては、起債の償還元金・利子、合わせまして 2,413 万 9,000 円、

合計 2,416 万円を計上をいたしているものでございます。

また、戻っていただきまして、予算書の方の 158 ページにつきましては、今ほど申し上げました公共事業用地といたしまして、先行取得をいたしました時の地方債の借り入れの現在高の調書をここに上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 続いて、議案第 3 1 号 平成 2 4 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 3 2 号 平成 2 4 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算および議案第 3 3 号 平成 2 4 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第 3 1 号の平成 2 4 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書は 159 ページでございます。平成 2 4 年度愛荘町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 8,840 万円と定めるものでございます。第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 2 億円と定めるものでございます。第 3 条については歳出の流用を定めたものでございます。

それでは、黄土色の当初予算の概要の 197 ページの概要でご説明を申し上げます。概要の 197 ページをご覧ください。本特別会計予算につきましては、一般被保険者 4,318 人、退職被保険者 533 人で、2 3 年 3 月末に比べ、59 人の増となりまして、一人当たりの費用額が増加傾向にございます。対前年比 9,180 万円、5.7%増の歳入歳出予算 16 億 8,840 万円の予算規模を見込んだものでございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税につきましては、退職被保険者の増によりまして、対前年比 515 万円、1.38%増の 3 億 7,760 万 6,000 円を計上いたしました。

国庫支出金については、療養給付費等交付金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金など、合わせまして 4 億 962 万 6,000 円でございます。

退職医療にかかります療養給付費交付金は 1 億 3,633 万 5,000 円、65 歳から 74 歳の方に対する財政調整として前期高齢者交付金 3 億 2,300 万 7,000 円、県支出金につ

きましても高額医療共同事業負担金、特定健康診査負担金、財政調整交付金、保険給付費対策補助金など、8,308万9,000円を計上いたしております。

共同事業交付金については、1件80万円以上の医療費にかかります高額医療共同事業交付金、1件20万円以上の医療費にかかる保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして1億9,080万円。

繰入金については、一般会計繰入金など1億6,172万4,000円、繰越金400万1,000円、諸収入として預金利子、雑入など200万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費については、事務費やレセプト点検、臨時職員賃金などで、一般管理費や国保連合会負担金のほか保険税滞納者への収納率向上対策として徴収嘱託員賃金などの徴収費、そして、運営協議会費用など1,062万2,000円を計上しております。

保険給付費については、療養給付費、高額療養費、葬祭費は25人分、出産育児一時金33人分など、対前年比8,115万1,000円、7.8%増の11億2,419万1,000円を見込みました。

後期高齢者支援金については、75歳以上の方々の保険給付費に充てるため、その4割をすべての保険者が支援するものでございまして、2億4,152万3,000円を計上しております。

前期高齢者納付金については、現役世代と高齢者世代の費用負担の調整として51万2,000円。

老人保健拠出金については、平成20年度からの医療制度改革により、老人保健事業が廃止されましたが、経過措置が定められており10万9,000円。

介護納付金については、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でありまして1億682万円でございます。

共同事業拠出金は1件80万円以上の医療費にかかる高額医療拠出金および1件20万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして1,462万4,000円、7.5%減の1億8,096万4,000円。

保健事業費については、人間ドック172人分、特定健康診査等事業費など含めまして1,604万円計上しております。

諸支出金として、過年度保険税還付金など251万9,000円、予備費として500万円計上いたしております。

以上、国民健康保険事業特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号の平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の187ページでございます。平成24年度愛荘町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,100万円と定めるものでございます。

それでは、黄土色の当初予算の概要の215ページの概要でご説明申し上げます。概要の215ページ、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、本特別会計予算につきましては、被保険者2,294人を見込みまして、被保険者の増加と医療費の伸びによりまして2,000万円、15.26%の増の歳入歳出それぞれ1億5,100万円の予算規模を見込みました。

まず、歳入の主なものですが、保険税につきましては2年ごとの改定の年でありまして、保険給付費の増加に伴い、料率が上がり、対前年比1,558万円、15.6%増の1億1,536万1,000円を計上いたしました。なお、保険料率の決定にあわせて、新年度に入ってから補正対応をさせていただきたいと存じます。

繰入金の一般会計繰入金として、低所得者等の保険料軽減分に伴います保険基盤安定繰入金3,410万1,000円、事務費繰入金137万2,000円、合わせまして3,547万3,000円を計上いたしております。

諸収入として、前年度保険料還付金等16万3,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、総務費については、一般管理費および徴収事務費として137万8,000円。

広域連合納付金につきましては、保険料の負担金および保険基盤安定分、合わせまして1億4,946万2,000円。

諸支出金として、前年度保険料の還付金、加算金など合わせて16万円計上いたしております。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の概要とさせていただきます。

続きまして、議案第33号の平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の197ページをお開きください。平成24年度愛荘町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ 11 億 9,900 万円と定めるものでございます。第 2 条については、歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、黄土色の当初予算の概要の 221 ページの概要でご説明申し上げます。概要の 221 ページでございますが、平成 24 年度は第 5 期介護保険事業計画のスタートの年であります。

本特別会計予算につきましては、第 1 号被保険者 4,140 人、要介護認定者 750 人を見込みまして、要介護認定者の増加に伴い、通所介護や訪問介護などの居宅サービス給付費の増額を重点的に見込んでおりまして、対前年比 6,825 万円、6.0%増の歳入歳出それぞれ 11 億 9,900 万円の予算規模を見込みました。

まず、歳入の主なものですが、保険料につきましては、第 5 期計画の基準額が決定されていないため、第 4 期の基準額 3,400 円で算定をいたしておりまして、1 億 7,580 万 7,000 円を計上いたしました。特別徴収対象者を 94.6%、普通徴収者を 5.4%と見込んでおります。保険料については、保険料の改定後、新年度に入ってから補正予算対応をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

国庫支出金については、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金など 2 億 7,405 万円、支払基金交付金については、介護給付費交付金、地域支援事業交付金、合わせまして 3 億 3,111 万円を計上いたしました。

県支出金につきましても、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、1 億 6,757 万 8,000 円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として 1 億 7,123 万 3,000 円、介護給付費準備基金として 1,500 万円を計上しております。

諸収入として、保険料軽減のため財政安定化基金返納金など 955 万 7,000 円。

町債として、財政安定化基金貸付金 5,464 万 6,000 円を計上しております。

なお、最終日にご提案申し上げます保険料の改定がなされたら、この辺の借入金等については補正を新年度に保険料とあわせて、お願いを申し上げる予定でございます。

次に、歳出でございますが、主なものは、総務費につきましては、介護認定調査員、介護予防プラン作成嘱託員賃金など、一般管理費と国保連合会負担金、賦課徴収費、認定審査会や認定調査、運営協議会費用など合わせて、対前年比 197 万円、8.2%減の 2,223 万 2,000 円でございます。

保険給付費につきましては、認定者の増加に伴いまして、特に居宅介護サービスの

増加や地域密着型介護サービスなどの増加によりまして、介護サービス等諸費 10 億 4,664 万 1,000 円、介護サービス等諸費については 3,835 万円の他、高額介護サービス等費 1,484 万 9,000 円、特定入所者介護サービス等費 3,369 万 2,000 円など、合わせまして 5,925 万 7,000 円、5.5%増の 11 億 3,795 万 7,000 円を計上いたしました。

地域支援事業につきましては、介護予防事業、地域包括支援センター職員の人件費や運営費、そのほか介護用品購入助成事業などの任意事業を合わせまして 2,830 万 3,000 円でございます。

諸支出金といたしまして、財政安定化基金返納金を介護給付費準備基金として 957 万 8,000 円積み立てするべく計上いたしました。

予備費として 80 万円計上させていただきました。

以上、介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 日程第 13、議案第 34 号 平成 24 年度愛荘町下水道事業特別会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） 続きまして、議案第 34 号 平成 24 年度愛荘町下水道事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

予算書の 229 ページでございます。平成 24 年度愛荘町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 1,420 万円とさだめる。2 項 歳入歳出の予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、第 2 表 地方債による。第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

第 2 条 地方債につきましては 231 ページをお願いいたします。第 2 表 地方債、起債の一応限度額でございますけれども、公共下水道事業 6,850 万円、流域下水道事業 4,800 万円、資本費平準化債 1 億 7,580 万円、合わせまして 2 億 9,230 万円。起債の方法は証書借入、利率としては 5 %以内でございます。

内容につきましては、黄土色の当初予算の概要で簡単に説明させていただきます。247 ページをお願いいたします。事業の目的と概要につきましては、平成 9 年から順次供用開始を行っており、23 年度末の普及率は 99.2%となる予定でございます。ま

た、24年度の予算の総額は12億1,420万円で前年度当初比較4,720万円、4%の増を見込みました。

施策、編成方針としましては、水洗化の促進に努めるとともに、未整備区域の早期完了、施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

予算額につきまして、主なところのみ、簡単に説明させていただきます。歳入でございますけれども、分担金および負担金につきましては、下水道が利用可能な皆さんに建設費の一部を負担していただく受益者負担制度により、徴収しております。今年度予算額853万9,000円を計上しております。使用料および手数料につきましては、使用料条例によって、汚水を汚水料を決定しております。下水道使用料表に基づき計算をしております。今年度予算額2億5,923万5,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金として5,500万円で前年度同額を要望しております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、管理運営に必要な財源として一般会計の都市計画費から繰り入れまして、今年度予算額5億9,112万4,000円を計上しております。

町債につきましては、公共下水道債、流域下水道事業債、資本費平準化債、合わせて2億9,230万円を計上しております。

次に、歳出の予算でございますけれども、総務費につきましては一般管理費は職員3名の人件費および共済費と受益者分担金および負担金一括納付報奨金と下水道台帳作成業務委託料を計上しております。維持管理につきましては、下水道施設等を維持するための経費でありまして、マンホールポンプ運転電気代、保守点検代、水質検査代、公共下水道管渠調査業務委託料等でありまして、本年度予算額2億421万円を計上しております。

下水道事業費につきましては、公共下水道事業費は特に下水道整備に供する工事費等であり、設計積算に伴うシステム補修点検料、測量設計業務委託料、下水道工事費を計上しています。また、流木下水道事業費につきましては、流域下水道を管理する県に対しまして建設費、維持管理費として負担しているもので、今年度の予算額2億1,700万円を計上しております。

公債費につきましては、下水道事業債の償還元金、利子で下水道事業債と資本費平準化債の公共および融資分でありまして、本年度予算7億9,089万円を計上していま

す。

以上、本年度予算額 12 億 1,420 万円を計上しております。

次に、赤の予算書でございますけれども、244 ページからには給与明細書、そして 248 ページにつきましては地方債に関する調書を記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 以上で、6 特別会計の説明が終わり、これより議案第 29 号から議案第 34 号までの質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 29 号 平成 24 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から議案第 34 号 平成 24 年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを、所管の常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 平成 24 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から議案第 34 号 平成 24 年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを、所管の常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託することに決定しました。なお、先の会議において、予算特別委員会委員長に西澤総務常任委員長、副委員長に城貝総務常任副委員長に決定しましたから、報告をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 27 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議提 2 件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提 2 件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議提第1号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題に
します。

本案について提案理由の説明を求めます。12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議提第1号の方の説明をさせてい
たきます。

愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月5日

提出者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

賛成者 愛荘町議会議員 河村 善一

賛成者 同 伊谷 正昭

賛成者 同 嶋中まさ子

賛成者 同 徳田 文治

愛荘町議会議長 本田秀樹様

条例の内容の方ですが、3ページの方を見ていただきたいと思います。朗読をさせ
ていただきます。

愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例

愛荘町議会委員会条例（平成18年愛荘町条例第148号）の一部を次のように改正
する。

第2条に次の1号を加える。

（4）広報委員会 5人

議会広報に関する事項

付則 この条例は、公布の日から施行する。

提出の理由 議会広報特別委員会は「議会だより」を、定例会終了ごとに発行し、
継続的に活動している。今回、常任委員会構成が変わることに合わせ、委員会活動を
継続的に行うことから、「特別委員会」を「常任委員会」に改正するもの。なお、改正

は現在の常任委員の任期に合致する。というものであります。

2ページの方に、現行と改正案の新旧の対照表がありますので、こちらの方も合わせて見ていただきたいと思います。皆さんの適正なるご審議の上、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議提第1号を採決します。本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議提第1号、愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第2、議提第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 議会改革特別委員会設置に関する決議を議提第2号として提案を申し上げさせていただきます。

議提第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年3月5日

提出者 愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者 愛荘町議会議員 森 隆一

賛成者 同 竹中秀夫

賛成者 同 伊谷正昭

賛成者 同 高橋正夫

賛成者 同 外川善正

愛荘町議会議長 本田秀樹様

次のページを開けていただきたいと思います。

議会改革特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条および愛荘町議会委員会条例第 5 条
- 3 目的 議会改革に関する調査・研究
- 4 設置期間 平成 25 年 3 月議会定例会閉会までとし、閉会中もなお調査・研究を行う
- 5 定数 6 人

提出の理由について 地方分権が進み、議会が果たすべき役割と責任がより重要になっています。議会がその役割を果たすための調査・研究を行い、さらなる議会改革を図る必要があるため、今回の決議を提案させていただき、議会改革特別委員会設置をどうかご理解いただきますようお願い申し上げて、提案とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議提第 2 号を採決します。本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議提第 2 号、議会改革特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 34 分

再開 午後3時35分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま選任2件、報告2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任2件、報告2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

◎選任第1号

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、選任第5号 常任委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第5号 常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎選任第2号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第4、選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会改革特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しま

した。

◎報告第1号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第5、報告第5号 常任委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

お手元に配付した名簿のとおり、常任委員会で互選されましたから報告いたします。

◎報告第2号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第6、報告第6号 議会改革特別委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

お手元に配付した名簿のとおり、常任委員会で互選されましたから報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月22日までの17日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、3月6日から3月22日までの17日間を休会することに決定しました。

再開は、3月23日（金）です。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時39分